

化学物質審査規制法に係る最新動向

平成28年1月14日(木)
環境省総合環境政策局環境保健部
企画課 化学物質審査室

1

目次

1. 第一種特定化学物質の追加指定について

2. 化審法施行状況検討会の設置について

2

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

<目的>

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

<所管>

- 厚労省、経産省、環境省の3省で共管。

<主な措置内容>

残留性(Persistence) 生物蓄積性(Bioaccumulation) 長期毒性(Toxicity)

○ PBTをもつ物質の製造・使用の原則禁止(第一種特定化学物質)

- 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務
(第二種特定化学物質)
- 新たに製造・輸入する新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査

3

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)

POPs(Persistent Organic Pollutants 残留性有機汚染物質)

- = ①毒性があり、
②分解しにくく、
③生物中に蓄積され、
④長距離を移動する物質。



1カ国に止まらない国際的な
汚染防止の取組が必要。

POPsによる汚染防止のため、国際的に協調してPOPsの廃絶、削減等を行う。

- 2001年5月採択、我が国は2002年8月に締結、2004年5月発効。
- 2015年6月現在、178ヶ国(カナダ、ドイツ、フランス、英国、ロシア等)及び欧州連合が締結。
- 締約国会議(COP)は2年に1回、これまで7回開催。
- 専門・技術的事項は、COPの下での残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)で審議される。

現在、POPs条約上、製造・使用等の原則禁止(附属書A)又は制限(附属書B)されている物質
⇒ 全て第一種特定化学物質に指定済

アルドリル、エンドスルファン類、エンドリン、クロルデコン、クロルデン、ディルドリン、ヘキサクロロシクロヘキサン類、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモビフェニル、ヘプタクロル、ペンタクロロベンゼン、ポリブロモジフェニルエーテル類、マイレックス、トキサフェン、PCB、ヘキサブロモシクロドデカン、DDT、PFOS及びその塩・PFOSF

POPs条約第7回締約国会議(COP7)結果概要

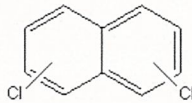
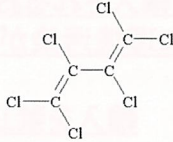
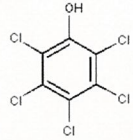
○日時:2015年5月4日(月)～5月15日(金) ○場所:ジュネーブ(スイス)

○POPRCの勧告を踏まえ、以下の物質について、**製造・使用等の原則禁止**を決定

ポリ塩化ナフタレン(PCN)(塩素数が2～8)

ヘキサクロロブタジエン(HCBD)

ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類

物質名	主な用途	決定された内容
ポリ塩化ナフタレン(PCN) (塩素数が2～8) ※塩素数が3～8のPCNは第一種特定化学物質に指定済み	エンジンオイル添加剤、 防腐剤等 (例) 	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ーポリフッ素化ナフタレン製造のための使用 ーポリフッ素化ナフタレンの中間体としての製造
ヘキサクロロブタジエン (HCBD) ※化審法第一種特定化学物質に指定済み	溶媒 	・製造・使用等の禁止
ペンタクロロフェノール (PCP)とその塩及びエステル類 ※農薬については農薬取締法において措置済み	農薬、殺菌剤 (PCP) 	・製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) ー電柱とその腕木への使用とそのための製造

5

化学物質審査小委員会における検討状況①

平成27年6月8日

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)新規対象物質の化審法第一種特定化学物質への指定について(諮問)
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について(付議)

➡ **環境保健部会化学物質審査小委員会(白石寛明委員長)において審議開始(厚生労働省、経済産業省との合同審議)**

① 塩素数2以上のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類を化審法の第一種特定化学物質に指定すること

平成27年8月4日 中央環境審議会答申(第一次答申)

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、法第2条第2項に規定する**第一種特定化学物質に指定することが適当**。

② 個別の適用除外の取扱いに関すること

平成27年10月23日 中央環境審議会答申(第二次答申)

第一種特定化学物質を使用できる用途について、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、**他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当**。⁶

化学物質審査小委員会における検討状況②

③ これらの物質が使用されている製品であって輸入を禁ずるものを指定すること

平成27年7月～9月

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、国内におけるこれまでの使用状況及び使用されている製品の輸入の状況、海外における使用の状況について、世界各国の在外公館による調査等を実施。

平成27年10月23日 中央環境審議会答申(第二次答申)

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある製品(次ページ参照)について、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当。

7

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)の概要

(1) 第一種特定化学物質の指定(令第1条)

新たに塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを第一種特定化学物質に追加指定する。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定(令第7条)

第一種特定化学物質に追加指定する上記(1)の物質が使用されている以下の製品を輸入禁止製品に追加指定する。

○塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン

- ・ 潤滑油及び切削油
- ・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
- ・ 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)

○ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

- ・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
- ・ 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
- ・ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
- ・ にかわ

8

今後の予定等

平成27年11月	TBT 通報※(11月27日～1月26日(通報から60日間))
平成27年12月 ～平成28年1月	化審法施行令の一部を改正する政令(案)に関するパブリックコメント(12月15日～1月13日)
平成28年2月	政令公布(予定)
平成28年4月	塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル ¹ の第一種特定化学物質の指定について施行(予定)
平成28年10月	塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル使用製品の輸入禁止措置について施行(予定)

※ 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT 協定)に基づき、WTO 事務局に本件を通報しWTO 加盟国から意見を受付。

9

目次

1. 第一種特定化学物質の追加指定について

2. 化審法施行状況検討会の設置について

10

化審法施行状況検討会の設置

背景と目的

平成21年改正化審法は平成23年4月に全面施行され、平成28年4月に施行から5年が経過することから、改正化審法附則第6条の規定に基づく施行状況の点検のため、関係審議会による審議に先立って、施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うもの。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)(抄)
附則第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

構成

- 環境省、厚生労働省、経済産業省で共同設置。学識経験者、有識者から構成
- 共同座長:大塚直 早稲田大学大学院教授、東海明宏 大阪大学大学院教授
- 環境保健部会から、大塚直委員、菅野純委員、崎田裕子委員、鈴木規之委員が御参画

11

検討内容及びスケジュール

検討内容

- 改正化審法の施行状況の点検
 - ・既存化学物質等のリスク評価の進捗状況
 - ・新規化学物質の審査・確認の状況
 - ・特定化学物質等の適切な管理の状況 等
- 課題の整理と今後の対応の方向性等(審議会の審議に向けた予備的検討)
※検討に際しては必要に応じて関係者へのヒアリングを実施

日程	主な議題
第1回 平成27年8月31日	● 化審法の施行状況及び今後のスケジュールについて
第2回 平成27年10月16日	● 既存化学物質のリスク評価の進捗状況
第3回 平成27年12月4日	● 新規化学物質の審査・確認制度について
第4回 平成27年12月24日	● 化審法における適切な化学物質管理と関連する取組について
年度内に2回程度	● 取りまとめ予定

12

中環審第 852 号
平成 27 年 8 月 4 日

環境大臣
望月 義夫 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）

平成 27 年 6 月 8 日付け諮問第 406 号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について
(第一次答申)

平成27年8月4日

1. 経緯

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(平成16年5月発効。以下「POPs条約」という。)においては、平成27年5月に第7回締約国会議(COP7)が開催され、新たに3物質群(塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類)を条約の附属書A(廃絶)に追加することが決定された。

POPs条約の対象物質に追加されたもののうち、塩素数が3以上のポリ塩化ナフタレンについては昭和54年に、ヘキサクロロブタジエンについては平成17年にそれぞれ化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定済みである。未指定である塩素数が2のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についても、製造、使用等の廃絶に係る条約上の義務を履行するため、国内担保措置を講ずる必要がある。

このため、法に基づく措置について平成27年6月8日付けで中央環境審議会への諮問がなされたところ、審議の結果を取りまとめた。

2. 法に基づく措置について

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン並びにペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、以下の理由により、法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当である。

(理由)

上記の2物質群は、POPs条約締約国会議の下に設置された対象物質追加の検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会により科学的な評価が行われ、別表のとおり、難分解性、高蓄積性及び毒性を含む性状を有するとの結論が得られており、同委員会の結論は妥当なものと考えられる。

別表

表1 塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレンの有害性の概要*

分解性	蓄積性	人健康影響関連	動植物への影響関連
<p>【加水分解性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハロゲン化芳香族は一般的に加水分解を受けないとされていることから、「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2のものに限る。)(以下「ジ塩化ナフタレン」という。)」の全ての同族体について水中での加水分解は起こらないと予想。 <p>【分解速度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中半減期は2.7日。 <p>【残留性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性:モデル推定により半減期は182日以上との結果と、182日未満との結果。 ・白色腐朽菌による好氣的条件下での分解性試験:1,4-ジ塩化ナフタレンの95%、2,7-ジ塩化ナフタレンの50%がモノ塩素化ナフタレン-及びジ塩化ナフタレン-及びトリ塩化ナフタレン-ジヒドロジオールに変換。 	<p>【BCF(生物濃縮係数)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メダカを用いた実測値:2,300(1,4-ジ塩化ナフタレン)、6,100(1,8-ジ塩化ナフタレン)、11,000(2,3-ジ塩化ナフタレン)、11,000(2,7-ジ塩化ナフタレン) ・ニジマスを用いた実測値:5,600(1,4-ジ塩化ナフタレン) <p>【log Kow】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(推算値)4.2~4.7 	<p>【一般毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペンタ、ヘキサ塩化ナフタレンの125 mg/rat、26日間隔日短期ばく露により、肝臓の変化及び壊死が見られた。 ・ラットに10, 100 mg/kg bw の塩化ナフタレン混合物(テトラ54%, ペンタ8%, ヘキサ23%, ヘプタ14%(含有)を7, 14, 21回投与により、脂質過酸化反応の増加、マロンジアルデヒド(MDA)濃度の増加、グルタチオン(GSH)濃度の減少及びチトクロムP450、CYP1Aの誘発、体重の顕著な減少が見られた。 ・ヒンジのテトラ、ペンタ、ヘキサ塩化ナフタレン混合物1.1 mg/kg bw/day、90~135日間ばく露により、死亡につながる重度の肝臓障害が見られた。 ・なお、昭和53年10月の毒物劇物及び特定化学物質特別部会において、ポリ塩化ナフタレンは「マウスでの長期毒性試験で、肝細胞の壊死・変性等、あるいは間質の繊維化等の肝障害が認められ、継続摂取させれば非可逆的障害としての肝硬変様の変化を起こさせる可能性が否定できない」ことから、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある」と判定されている。 	<p>【水生生物への生態毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・mono-CNからhepta-CNまでの緑藻類、ミジンコ、魚類に対する急性及び慢性毒性値をECOSAR v.0.99 (EPISUITE)モデルを用いて推測。慢性毒性はすべての分類群において低く、高塩素化同族体において顕著。 - 慢性EC₅₀又は慢性値の範囲:575 µg/L~0.4 µg/L(推測値) - 藻類:最も感受性が低い - tri-CNからhepta-CNの魚類及びミジンコの慢性毒性:<0.1 mg/L(推測値) <p>【鳥類への生態毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニワトリ及びシチメンチヨウに対するHalowax 1014(組成:Tetra-CN 10%、Penta-CN 40%、Hexa-CN 40%)の40日間食餌調査。 - 20 mg/kg food:シチメンチヨウは半数が死亡(LC50)。ニワトリはほとんど影響が見られなかった。 - 5 mg/kg food:シチメンチヨウは致死率7%、体重増加率が30%減少。

<p>・POPRCにおける塩化ナフタレンのリスクプロファイルでは、「モデル推算には不確実性があり、生物分解性の可能性を示す研究はあるものの詳細な検討には十分ではない。この同族体については、分析の検出対象に含まれないこともあってモニタリングデータもほとんどない。しかし、根拠の重みづけと専門的判断から、ジ塩化ナフタレンも難分解性であるとみなすことができる。」と結論</p>		<p>【生殖毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘキサ塩化ナフタレン66の1µg/kg/bw/day妊娠中投与により、雄仔ラットの受胎能力精子形成への影響が見られた。 ・交尾した雌ラットのグループに、0.3、1.0、3.0、9.0 mg/kg bwの塩化ナフタレン混合物(テトラ54%、ペンタ8%、ヘキサ23%、ヘプタ14%(含有))を投与により、器官形成期における子宮内死亡率の著しい上昇、体重や胎児の身長減少、子宮内発育の障害、骨化の遅れ、内臓の発育遅延などの用量依存の胎児毒性影響が確認された。 <p>【遺伝毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,2,3,4-テトラ塩化ナフタレンが、Ames試験のTA98及びTA100において陰性であるという限られた情報しかないため、塩化ナフタレンの遺伝毒性に関する総括的結論は得られていない。 <p>【発がん性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩化ナフタレンによる長期発がん試験は実施されおらず、塩化ナフタレンの発がん性に関する総括的結論は得られていない。 	
---	--	--	--

* 残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) では塩素数が2～8の塩化ナフタレンでは塩素数が2～8の塩化ナフタレンのリスクプロファイルが作成されていることから、塩素数が2以上のポリ塩化ナフタレンの情報に記載。

表2 ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類の有害性の概要

分解性	蓄積性	人健康影響関連	動植物への影響関連
<p>【分解性に係る考え方】 PCP:微生物によりPCAを生成。PCAも含めて評価。 PCPL:水に非常に溶けにくい、ゆっくりと脱エステル化しPCPを生成するため、PCPで評価。 Na-PCP:PCPのNa塩であることから、環境中で容易にPCPとなり、PCPで評価。 【加水分解性】 PCP:環境中の一般的なpHでは加水分解に対して安定。 PCA:化学構造からは加水分解は生じない。 【分解速度】 PCP:半減期は水中で4週間未満、底質で20週間未満、土壌で10週間未満。 PCA:嫌気的条件下では、24日間で42%のPCAがPCPに変化。</p>	<p>【BCF(生物濃縮係数)】 PCP:2,100~4,900(メダカ)。(既存化学物質安全性点検において、「低濃縮性」判定) PCA:11,000 ~24,000(魚類) PCPL:PCPの既存化学物質安全性点検結果に基づき「低濃縮性」判定。 Na-PCP:環境中で容易にPCPとなり、蓄積性についてはPCPで評価。 【log Kow】 PCP:1.3~5.86(pHに依存) PCA:5.30(推定値)、5.45(実測値) 【その他】 PCP:北極熊とワモンアザラシでBMFが1を超えているとの研究あり。北極の北極熊とワモンアザラシの脂肪組織と血液で検出。 PCA:グリーンランドの動物の脂肪組織で検出。</p>	<p>【一般毒性】 PCP: ・ラット及びブイヌに対する慢性試験においては、肝毒性は主に慢性炎症、細胞質空胞変性、色素沈着及び肝細胞壊死の発現増加、肝重量の変化である。 ・マウスへの工業用PCP(純度90.4%;雄18, 35 mg/kg bw/day;雌17, 35 mg/kg bw/day)とDowicide FC-7(純度約91%;雄18, 37, 118 mg/kg bw/day;雌17, 34, 114 mg/kg bw/day)の2年間(103週)混餌投与試験で、すべての用量で肝臓の明細胞性細胞小増殖、慢性活動性炎症、色素沈着、壊死、巨大細胞化が見られた。 ・ラットの2世代生殖試験(0, 1, 3, 10, 30 mg/kg/day)における一般毒性の知見として、30 mg/kg/day群の雌雄に体重減少とGPT値上昇、雌の10 mg/kg/day以上の群に肝臓及び腎臓の組織内に褐色の色素沈着が見られた。この試験のNOAEL(一般毒性)は3 mg/kg/dayである。 PCA: ・ラット及びマウスの2年間強制投与試験(0, 10, 20, 40 mg/kg体重(10 mg/kg体重はラット雄のみ投与))により、雌ラットで副腎髄質過</p>	<p>【水生生物への生態毒性】 PCP ・魚類(ヒメダカ) - 96hr-LC50(急性毒性):0.19 mg/L - 14day-LC50(延長毒性):0.18 mg/L - 14day-NOEC(延長毒性):0.039 mg/L - NOEC(初期生活段階毒性):0.013 mg/L - LOEC(初期生活段階毒性):0.032 mg/L ・甲殻類(オオミジンコ) - 48hr-EC50(急性遊泳阻害):0.11 mg/L - 21day-EC50(繁殖阻害):>0.10 mg/L - 21day-NOEC(繁殖阻害):0.046 mg/L ・藻類(セレンアストラム) - 72hr-EC50(生長阻害、速度法):0.86 mg/L - 72hr-NOEC(生長阻害、速度法):0.10 mg/L - 72hr-EC50(生長阻害、面積法):</p>

<p>【残留性】 PCP:既存化学物質安全性点検において、BOD分解度は平均1%であり「難分解性」と判定。好気条件下である種の細菌や真菌類によってメチル化することでPCAに変化。</p> <p>PCA:モデルによる推定は残留性あり。発生源からはるかに離れた遠隔地の生物及び非生物中で検出。</p> <p>PCPL:PCPの既存化学物質安全性点検結果に基づき「難分解性」判定。</p>	<p>・POPRCは、微生物によるPCPの変化物であるPCAが十分に高蓄積性と評価されるため、PCP類は高蓄積性と評価している。</p>	<p>形成(細胞数の増大)の発生率の増加、雌雄ラットで尿管上皮、嗅上皮、肝細胞の色素沈着の発現率の増加、雄マウスで副腎髄質過形成、副腎髄質肥大、肝細胞の混合型変異細胞巢の発生率の増加、雌雄マウスで肝細胞の細胞学的変化、クッパー細胞の色素沈着、胆道の過形成、亜急性の炎症発生率の増加が見られた。</p> <p>【生殖毒性】 PCP: <ul style="list-style-type: none"> 多くの発生毒性試験では、ラット又はウサギにおいて催奇作用の証拠は見られなかった。 ラットの2世代生殖試験において、30 mg/kg/dayの投与量で、出生率の低下、性成熟の遅延、精巣への影響、産子数の減少、生存率の低下、児体重の低下が見られた。 PCA:NOAEL 3 mg/kg/day <ul style="list-style-type: none"> ラットに0, 3, 30 mg/kg/dayで110日間投与により、30 mg/kg 群で仔の生存率と体重増加率の低下及び骨格変異の増加が見られた。 PCA: <ul style="list-style-type: none"> ラットに0, 60, 200, 600 ppmを181日間投与(換算用量は、0, 4, 12, 41 mg/kg/day)により、41 mg/kg/day投与群で黄体数の減少と胎児死亡率の増加、4及び41 mg/kg/day投与群で雄に胎児体重の減少と頭殿長の短縮が見られた。 </p>	<p>0.46 mg/L</p> <p>- 72hr-NOEC(生長阻害、面積法):0.22 mg/L</p> <p>【鳥類への生態毒性】 PCP <ul style="list-style-type: none"> ニホンウズラの5日間食餌ばく露のLC₅₀:5,139 mg/kg以上 コリンウズラ、キジ及びマガモのLC₅₀:3,400~4,500 mg/kg food 14日間経口LD₅₀ - マガモ:380 mg/kg bw - キジ:504 mg/kg bw ・50 mg PCP/kg diet:卵の孵化率の低下などの亜致死性影響 </p>
--	--	---	---

		<p>【遺伝毒性】</p> <ul style="list-style-type: none"> PCPの代謝物であるテトラクロロヒドロキノン (TCHQ) については、いくつかの試験において陽性の結果が認められるが、PCPには遺伝毒性はないと考えられている。 <p>【発がん性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雌雄マウスにおいて副腎髄質がん及び肝細胞がん、雌マウスにおいて血管肉腫及び血管腫の、雄ラットにおいて扁平上皮がん及び中皮腫の証拠が得られており、PCP及びその塩は、IARCにおいてGroup- 2B (ヒトに対して発がん性を示す可能性がある) に分類されている。 PCAは、雄ラットの良性の褐色細胞腫 (副腎腫瘍) の発生率の増加、雄マウスの良性の褐色細胞腫と血管肉腫の発生率の増加に関連している。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経口投与されたPCAはラット、マウス及びウサギにおいて速やかに脱メチル化し、PCPに代謝される。 	
--	--	---	--

* ペンタクロロフェノール:PCP、ペンタクロロフェノールナトリウム:Na-PCP、ペンタクロロアニソール:PCA、ペンタクロロフェノールラヴレート:PCPL

中環審第 860 号
平成 27 年 10 月 23 日

環境大臣
大塚 珠代 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次答申）

平成 27 年 6 月 8 日付け諮問第 406 号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についての所要の措置について（第二次答申）

平成 27 年 10 月 23 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
塩素数が2のポリ塩化ナフタレン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潤滑油及び切削油 ・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・ 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ・ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ・ にかわ

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。